

平成二十四年環境省令第二十八号

環境省定員規則

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行に伴い、環境省定員規則を次のように定める。

（本省及び原子力規制委員会の定員）

第一条 環境省の本省及び原子力規制委員会の定員は、次の表のとおりとする。

区分	定員	備考
本省	二、一三二のうち、一人は、特別職の職員	職員の定員とする。
原子力規制委員会	〇八九事務局長及び施設等機関の職員	職員の定員とする。
合計	三、二二〇	

（本省及び原子力規制委員会の各内部部局、各施設等機関及び地方支分部局別の定員）

第二条 本省及び原子力規制委員会の各内部部局、各施設等機関及び地方支分部局別の定員は、前条に定める本省又は原子力規制委員会の定員の範囲内において、環境大臣が別に定める。

附則

この省令は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

附則（平成二五年三月二九日環境省令第一〇号）
この省令は、平成二五年四月一日から施行する。

附則（平成二五年五月一六日環境省令第一四号）
この省令は、公布の日から施行し、改正後の環境省定員規則の規定は、平成二五年四月一日から適用する。

附則（平成二五年九月四日環境省令第二一号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二六年二月一三日環境省令第二号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二六年二月二八日環境省令第四号）
この省令は、独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律（平成二十五年法律第八十二号）の施行の日（平成二六年三月一日）から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二六年四月一日環境省令第九号）抄
この省令は、平成二六年四月一日から施行する。

1 この省令は、平成二六年四月一日から施行する。

附則（平成二六年一〇月一日環境省令第二七号）抄
（施行期日）

1 この省令は、平成二六年十月十四日から施行する。

附則（平成二七年一月一五日環境省令第一号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二七年四月一〇日環境省令第一六号）抄
この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の環境省定員規則第一条及び次項の規定は、平成二七年四月一日から適用する。

1 この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の環境省定員規則第一条及び次項の規定は、平成二七年四月一日から適用する。

附則（平成二七年九月三〇日環境省令第三四号）
この省令は、平成二七年十月一日から施行する。

附則（平成二八年四月一日環境省令第六号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二九年三月二二日環境省令第七号）
この省令は、平成二九年四月一日から施行する。

附則（平成三〇年三月三〇日環境省令第六号）
この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

附則（平成三〇年一二月二七日環境省令第二七号）
この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。

附則（平成三一年三月二九日環境省令第九号）
この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則（令和二年三月三〇日環境省令第一二号）
この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附則（令和三年三月三一日環境省令第五号）
この省令は、令和三年三月三一日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和三年八月一九日環境省令第一三号）
この省令は、令和三年九月一日から施行する。

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

附則（令和三年八月一九日環境省令第一三号）
この省令は、令和三年九月一日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。